

板橋区緑化指導基準作成アドバイザー設置要綱

(令和3年3月4日区長決定)

(目的)

第1条 板橋区緑化の推進に関する条例(昭和54年板橋区条例第36号)第13条の3に基づき、開発行為等を行う土地及び建築物の緑化義務に関する基準(以下「緑化指導基準」という。)の作成を行うために、板橋区緑化指導基準作成アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 アドバイザーは、緑化指導基準作成のために、下記の事項の検討に当たり、緑化等の専門的な視点、先進事例等を踏まえて助言及び確認を行うものとする。

- (1)民間建築物の緑化に関する内容
- (2)公共施設の緑化に関する内容
- (3)その他区が必要と認めた事項

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、都市緑化等について実務経験又は専門の学識を有する者のうちから区長が委嘱する。

2 アドバイザーは、4名以内とする。

(委嘱期間)

第4条 アドバイザーの委嘱期間は、1年以内とする。

(謝礼及び支払方法)

第5条 アドバイザーに対する謝礼は、予算の範囲内で支払うものとし、支払い方法とともに別に定める。

(守秘義務)

第6条 アドバイザーは、職務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

(解嘱)

第7条 区長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、その受職を解くことができる。

- (1)自己の都合により、解嘱を申し出たとき。
- (2)心身の故障等の理由により、職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (3)アドバイザーとしてふさわしくない行動があったとき。
- (4)前条の規定に反したとき。
- (5)その他職務の遂行に必要な適格性を欠くと認められるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は土木部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。